

能登半島地震災害対策FAXニュース

令和6年能登半島地震で被災された方は、 被保険者証や現金がなくても受診できます

保険証の提示がなくても保険診療ができます

被災により、保険証を紛失又は自宅等に残したまま避難し提示できない場合でも、窓口で患者に次の事項を確認し、保険診療として取り扱うことができます。

①氏名、②生年月日、③連絡先（電話番号等）、④加入している医療保険者（※）

（※）被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険の場合は住所又は組合名、後期高齢者医療の場合は住所

著しい被害を受けた方は医療費窓口負担が無料です

【特例の期間】令和6年4月末までの診療・調剤・訪問看護（医療保険）

対象地域の住民で、対象の保険に加入（☆）し次のいずれかに該当する旨を申し出た方

①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨

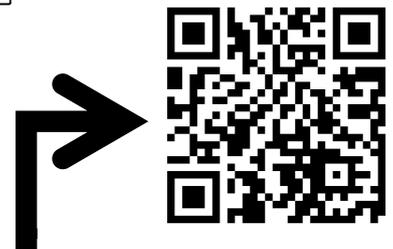
（※）罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口頭申告で可

②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

③主たる生計維持者の行方が不明である旨

④主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨

⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨



（☆）関連通知や対象保険者・共済組合等については

厚労省ホームページにてご確認ください



←被災者が受診した場合の取り扱いは、『大阪保険医新聞』2024年1月25日号4面「最近の問い合わせ事例より87」をご参照ください。

「能登半島地震救援募金」ご協力のお願い

1. 目的等

本募金は被災会員に対する激励、救援と診療機能回復および復興支援に充てるため、「災害募金特別会費」として会員に協力を呼びかけます。集まった募金は全国保険医団体連合会（保団連）を通じて被災会員のお見舞いに充てます。

2. 募金協力について

①郵便口座にお振込み ②会費と一緒に自動引き落とし いずれかをご選択ください。詳細については、電話 06-6568-7721にて協会担当事務局・藤本（智）/足立までお願いいたします。

【振込先】

■郵便口座：00930-0-303263

■加入者名：大阪府保険医協会

■通信欄：能登半島地震救援募金

※本募金は税務上の寄付金控除の対象とはなりません、「災害募金特別会費」として税務上の必要経費にできます。募金にご協力いただいた先生方には当会より「募金特別会費」の領収証をお送りします。



石川協会・三宅会長に、災害見舞（目録）を手渡す保団連・住江名誉会長